

## 知財高裁特別部判決(損害論)の判決：(R4.10.20. 中目黒コート)。

1. 損害論(法102-II、III、関係)に関するもので、  
同庁の事件の判決の概要に分かりやすく、解説が、掲載  
されております。

以下に、当職のコメントをします。

2. これまでの、損害論(法102-I、II、III、関係)の

(1) 大きな争点をめぐる判決例・学説の概観。

① 102-I、II、とIIIの競合(補充)適用の可否

i 102-I、II、とIIIの競合(補充)適用を認

多くの判決例、学説多数

ii 102-IとIIIの競合(補充)適用を否定

H18.9.25.(H17ネ10047)(エアマッサージ)

※「逸失利益前提要件」

(※1 「覆滅一控除率」-99%のため、本件では、

102-IIIの併用適用の実益はなかった?)

これに従う判決事例

iii 諸説、百花繚乱

(2) **R元改正法後(R2.4.1.施行)：**

iv 102-IとIIIの競合(補充)適用の可否

**→可説でも→不要となる。**

(※2 更に、102-III自身の、「寄与率」論が、ある。)

この場合、102-I-1と102-I-2(102-III)の

併用適用がある場合、更に、**(102-IIIの併用を**

**考慮することはなくなる、はず。)**)

(3) **102-IIとIIIの競合(補充)適用の可否**

**で、差異があるか。**

**R4.10.20.大合議判→**

競合(補充)適用ある場合の条件を明示した。

(※3 更に、**102-III自身の、「寄与率」論が、従来よりある。**)

(102-IIと102-IIIの併用適用がある場合、

更に、寄与論を採用(考慮)することの可否：

**重複判断が、あるのか、否か?…残る課題)**

(4)

v 「推定覆滅」理由(要素)による、  
102-ⅠとⅢの競合(補充)適用の可否。

① 102-Ⅰ-1 と 102-Ⅰ-2 の合算する  
(法文化したことで、)→今後、不要となる。

② 102-ⅡとⅢの競合(補充)適用の可否。  
で、差異があるか。 →差異あり。  
→R4.10.20.大合議判の存在による。

(※4 更に、102-Ⅲ自身の、「寄与率」論が、従来よりある。)

この場合、102-Ⅱ と 102-Ⅲの併用適用において、

更に、(102-Ⅲの併用を考慮することはない、

・・・理由(重複判断は、不合理))

(5)

① 「寄与率」論と、102-Ⅰ、Ⅱ、102-Ⅲ、  
との関係・振分けの論点について。

(これら関連判決事例が、従来、多々存在する。)

②

(※5 102-Ⅰ、は、R2.4.1.施行法で、解決した。)

(※6 102-Ⅱ、は、R4.10.20.大合議判で、解決した。)

(※7 尚、更に、102-Ⅲ自身の、「寄与率」論が、残る。)

3. 今回の R4.10.20.大合議判決の要旨。

102-ⅡとⅢの競合適用の条件に関し、

102-Ⅰ とⅢの競合適用と基本的に同様の考え方。

(「全体推定と一部覆滅」の判断手法は同じ。)

(※8 102-Ⅰ、は、R2.4.1.施行法で、解決。→

102-Ⅰ-1 と 102-Ⅰ-2 の合算とする(法文化した。))

(※9 102-Ⅱ、は、R4.10.20.大合議判で、解決。)

→

(※10 102-ⅡとⅢの競合適用

がなされる条件を示した。)

i 「競合品」の「実施」がある

ii 「製造能力」を超える

iii 「営業努力」の存在

**iv 「権利該当部分」の一部のみ寄与**

の各要素の中で、**本件は、i 「競合品」の「実施」がある、場合**である。

(※11 反対に、**iv 「権利該当部分」の一部のみ寄与、**  
の要件の場合には、102-IIとIIIの競合適用は否定した。)

寒河江孝允 記